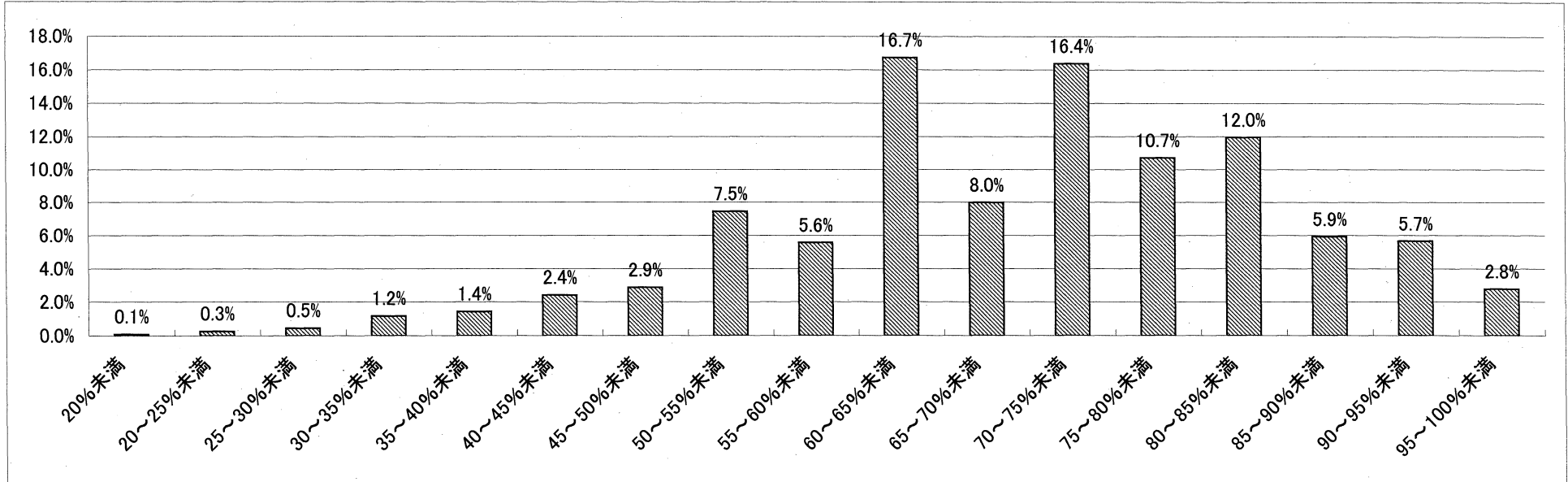


最低賃金適用除外許可に係る支払賃金下限額の実態

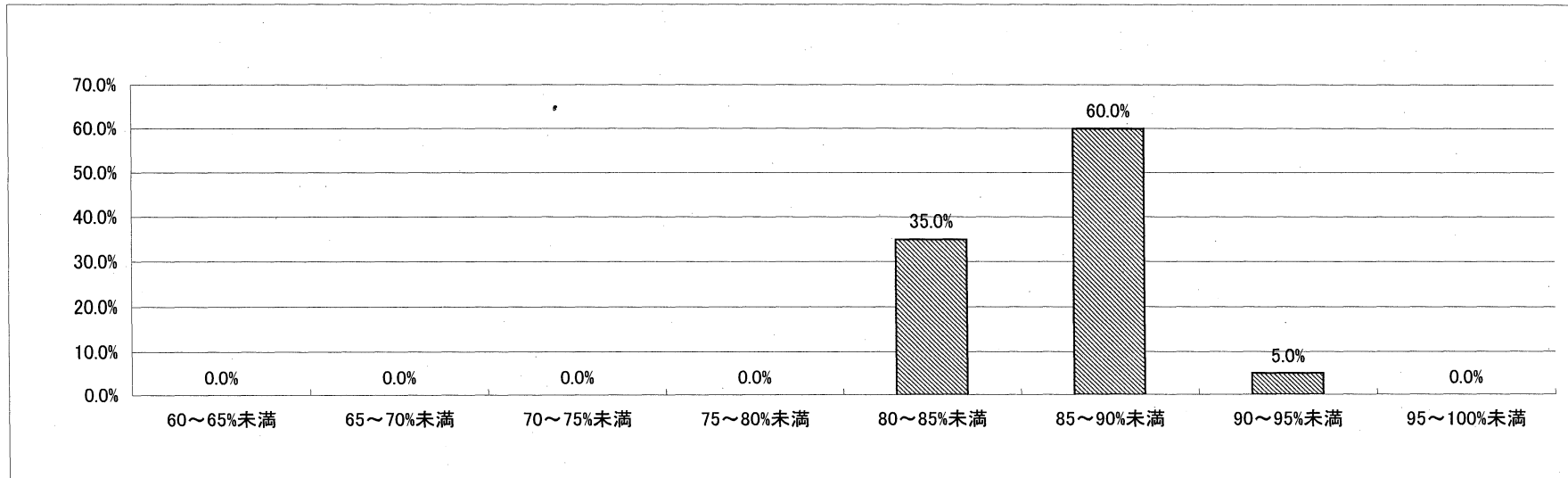
1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者(法第8条第1号)



注:

- 1 本グラフの横軸は、最低賃金額に対する支払賃金額の下限額の比率(%)、縦軸は全体に占める比率(%)を示す。
- 2 本グラフは、平成18年度に最低賃金適用除外許可を行ったものの中から抽出調査(1113件)を行い、作成したものである。

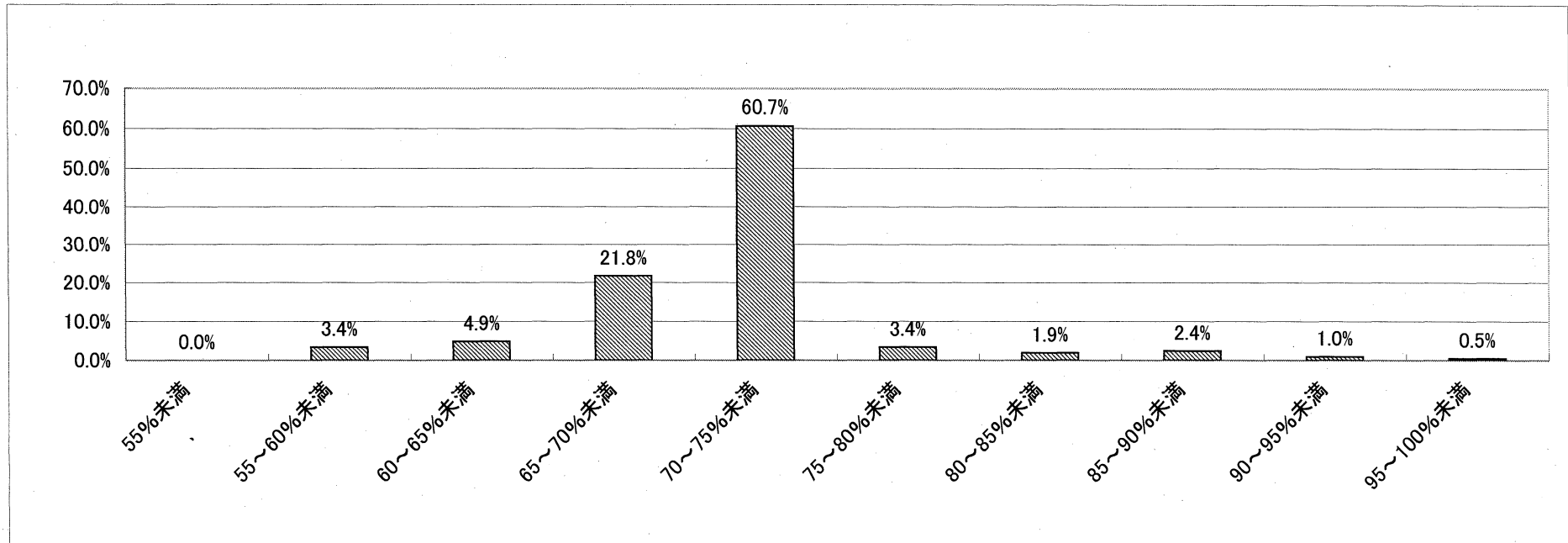
2 試の使用期間中の者(法第8条第2号)



注:

- 1 本グラフの横軸は、最低賃金額に対する支払賃金額の下限額の比率(%)、縦軸は全体に占める比率(%)を示す。
- 2 本グラフは、平成5年以降に最低賃金適用除外許可を行ったものの中から抽出調査(20件)を行い、作成したものである。

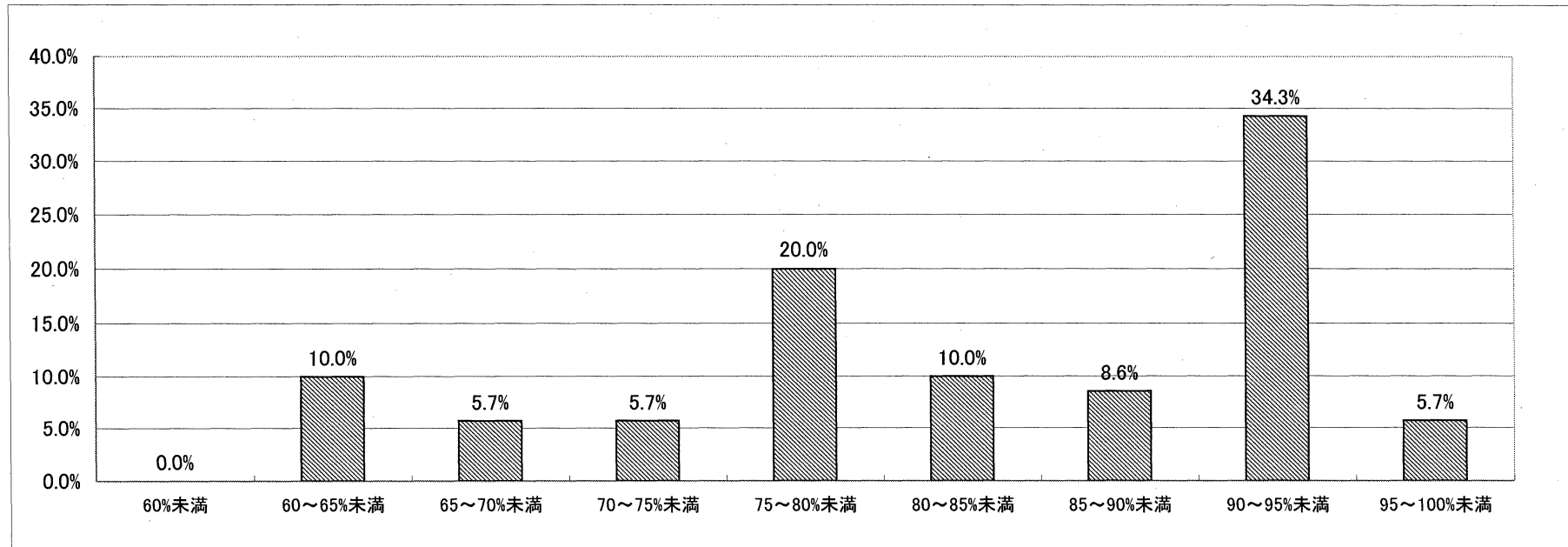
3 認定職業訓練を受ける者(法第8条第3号、施行規則第4条第1項)



注:

- 1 本グラフの横軸は、最低賃金額に対する支払賃金額の下限額の比率(%)、縦軸は全体に占める比率(%)を示す。
- 2 本グラフは、平成11年以降に最低賃金適用除外許可を行ったものの中から抽出調査(206件)を行い、作成したものである。

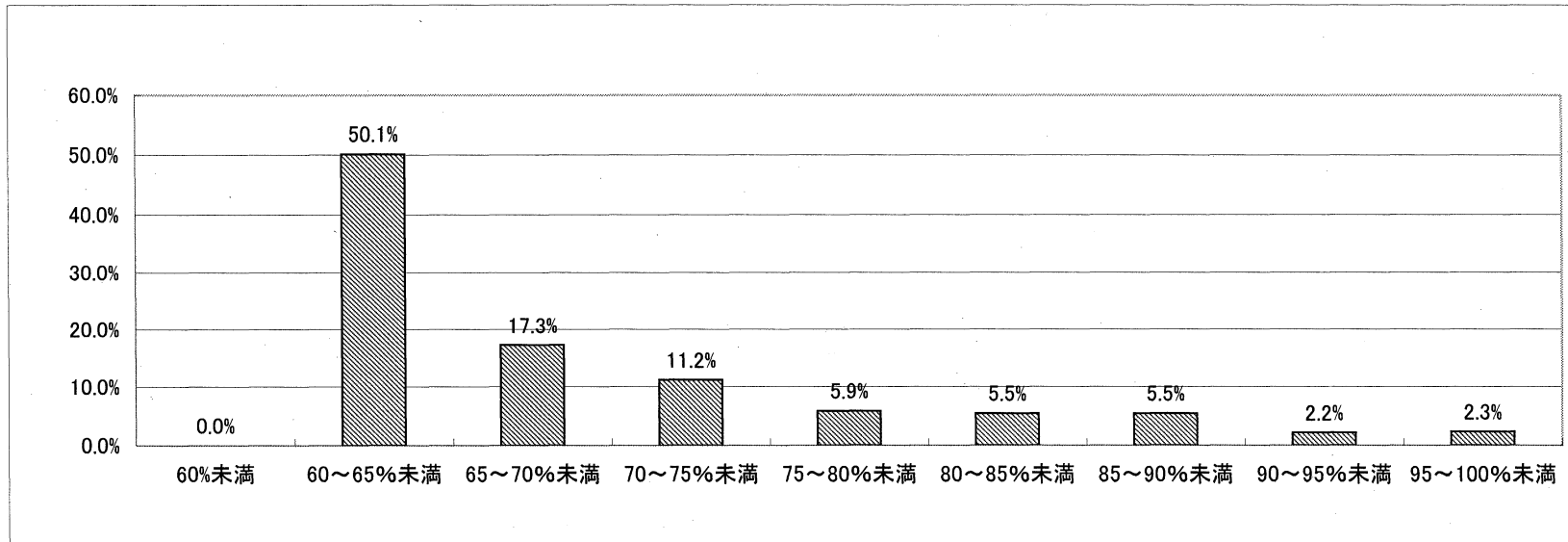
4 軽易な業務に従事する者(法第8条第4号、施行規則第4条第2項第2号)



注:

- 1 本グラフの横軸は、最低賃金額に対する支払賃金額の下限額の比率(%)、縦軸は全体に占める比率(%)を示す。
- 2 本グラフは、平成5年以降に最低賃金適用除外許可を行ったものの中から抽出調査(70件)を行い、作成したものである。

5 断続的労働に従事する者(法第8条第4号、施行規則第4条第2項第3号)



注:

- 1 本グラフの横軸は、最低賃金額に対する支払賃金額の下限額の比率(%)、縦軸は全体に占める比率(%)を示す。
- 2 本グラフは、平成18年度に最低賃金適用除外許可を行ったものの中から抽出調査(694件)を行い、作成したものである。